

令和5年度

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年2月27日

石巻市農業委員会

## 第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年2月27日 午後 1時00分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（17名）

2番	山田	慧子	委員	3番	安部	秀逸	委員
4番	佐々木	文彦	委員	5番	佐藤	克美	委員
7番	武山	勝	委員	8番	高橋	千代恵	委員
9番	伏見	さと子	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	遠藤	章一	委員	12番	岡田	正男	委員
13番	今野	真理	委員	14番	後藤	嘉伸	委員
15番	前野	利春	委員	16番	今野	勝夫	委員
17番	日野	智	委員	18番	伏見	晃也	委員
19番	三浦	孝一	委員				

欠席委員（2名）

1番	近藤	茂	委員	6番	高橋	由佳	委員
----	----	---	----	----	----	----	----

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
36番	西條	健一	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部	正展	委員				

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

37番	榊田	有司	委員
-----	----	----	----

事務局職員出席

渋谷	幸伸	事務局 局長	斉藤	雄浩	事務局 次長
渡辺	和子	事務局 長補佐 兼 農地係 長	村上	浩則	主 幹

鈴木 祥太郎 主 幹  
山本 万里 主任 主事

石崎 智章 主任 主事  
菅井 泰弘 主任 主事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和5年度第11回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 では、会議を進めます。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

では、会長、お願いいたします。

---

午後1時05分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は17名、推進委員は19名であります。近藤茂農業委員、高橋由佳農業委員、榊田有司推進委員からの欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号9番伏見さと子委員、10番佐々木洋委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局から報告をお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご報告いたします。

報告第1号 使用貸借の解約による通知について、議案書は1ページから3ページを御覧ください。今月の受理件数は2件で、解約の理由はいずれも借人の都合によるものでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書は4ページから14ペ

ージを御覧ください。今月の受理件数は22件で、解約の理由は貸人の都合によるものが5件、借人の都合によるものが15件、所有権移転のためが2件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、議案書は15ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、集合住宅敷地とするものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の16ページ、位置図につきましては18ページを御覧願います。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。平成10年頃から神社の駐車場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に、番号2、議案書の16ページ、位置図は19ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。隣接する土地に、平成2年6月29日に農地法第5条の許可を得て農業用施設を建築しましたが、その際誤って越境したものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に、番号3、議案書の16ページ、位置図は20ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。亡くなった父親が昭和54年頃に牛舎を建て、使用してきたものです。現在は牛舎を解体し、駐車場として利用しており、非農地となってから20年以上経過した土地です。

次に、番号4、議案書の17ページ、位置図は21ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。周囲が原野化し、耕作することができなくなったため、原野化したものでございます。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

2月19日の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それでは、説明いたします。

議案書は22ページです。番号1、親子間の贈与です。申請地は、畑1筆、面積209㎡です。

番号2、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑3筆、面積2,083㎡です。

番号3、借受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積1,772㎡です。

番号4、議案書は23ページです。親子間の贈与です。申請地は、田2筆、面積1,771㎡です。

番号5、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積209㎡です。

番号6、申請者間の耕作利便のための売買です。申請地は、田2筆、面積190㎡です。

番号7、議案書は24ページです。申請者間の耕作利便のための売買です。申請地は、田2筆、面積511㎡です。

番号8、親子間の経営移譲のための使用貸借権の再設定です。申請地は、田1筆、畑3筆、計4筆の面積1万2,603㎡です。

番号9、議案書は25ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑3筆、面積671㎡です。

番号10、借受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、畑3筆、面積1,768㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

2月16日に開催の農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案

についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） はい。

○菅井泰弘主任主事 事務局でございます。先ほどの説明で、23ページの番号5なのですけれども、口頭で面積209㎡と説明しましたが、正しくは議案書に記載されているとおり462㎡で間違いございませんので、その旨お伝えいたします。失礼いたしました。

○議長（三浦孝一会長） 資料のとおりということですね。

何か皆様からご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、原案のとおり許可を与えることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案10件について許可を与えることに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の26ページ、位置図は30ページを御覧願います。資材置場及び駐車場とするための転用です。農地区分は、鉄道の駅からおおむね500m以内の農地であることから、第2種農地に該当します。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号2、議案書の26ページ、位置図は31ページです。県発注排水路工事に係る仮設道路のための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の26ページ、位置図は32ページです。資材置場及び駐車場とするための転用です。当該地は、令和6年1月10日に農振農用地から除外されており、農地区分は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以下の拡張の例外規定が適用されます。

次に、番号4、議案書の27ページ、位置図は33ページです。駐車場とするための転用です。当該地は、令和6年1月10日に農振農用地から除外されており、農地区分は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以下の拡張の例外規定が適用されます。

次に、番号5、議案書の27ページ、位置図は34ページです。産直センター用地とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、農畜産物販売施設の例外規定が適用されます。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号6及び番号7、議案書は27ページから28ページ、位置図は35ページです。同一事業者による申請で、工場施設、作業場兼倉庫及び駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号8、議案書の28ページ、位置図は36ページです。墓地用地とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以下の拡張の例外規定が適用されます。

次に、番号9、議案書は28ページから29ページ、位置図は37ページです。児童福祉施設建築用地とするための転用です。当該地は、令和6年1月10日に農振農用地から除外されており、農地区分は鉄道の駅から半径700mまでの宅地割合が40%を超えていることから、第2種農地に該当します。

次に、番号10、議案書は29ページ、位置図は38ページです。擁壁の補強、拡張とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以下の拡張の例外規定が適用されます。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案10件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 初めに、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の47ページ、番号3、渡波字根岸前225番の農振区分の欄ですが、「農用外」と記載してございますが、「農用内」の誤りです。「農用内」に訂正をお願いいたします。訂正のお願いと併せておわび申し上げます。

それでは、説明いたします。別途配付しております令和5年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、一覧表の1ページを御覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については15件で36筆、合計面積は15万9,459㎡です。貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は水田利用で1万円から1万8,000円、米による物納は90kgとなっております。

所有権移転につきましては16件で40筆、合計面積は8万8,727㎡です。10a当たりの売買価格は、水田利用で14万7,371円から40万円、畑地利用で5万300円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりましたので、本件に係る一括方式の15件、所有権移転の16件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。本案について審議いたします。

その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、一括方式の番号6番及び所有権移転の番号5番から9番までを議題といたします。議案書は、41ページ及び48ページから49ページとなります。

議席番号■番■■■■委員は退席をお願いいたします。

( 番 委員 退場)

○議長(三浦孝一会長) 本案一括方式の番号6番及び所有権移転の番号5番から番号9番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しましたので、 委員は入場をお願いします。

( 番 委員 入場)

○議長(三浦孝一会長) 委員に申し上げます。本案一括方式の番号6番及び所有権移転の番号5番から番号9番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、初めに一括方式について、番号6番を除いた14件を審議いたします。議案書は39ページから45ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式14件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

次に、所有権移転について、番号5番から番号9番までを除いた11件を審議いたします。議案書は46ページから52ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転11件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長(三浦孝一会長) 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして、令和5年度第11回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時29分 閉会